平成２９年（フ）第１５号
広島県東広島市西条町西条東1260番地３
ティファナＢ棟５号
破産者　山根麻衣子（旧姓中村）
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
広島市南区宇品御幸１丁目13番４―303号
破産者　髙瀬　招子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
広島市安佐南区上安７丁目５番９号、開始決定時の住所広島市安佐南区大町東２丁目13番13―302号
破産者　伊藤　貞子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
広島市中区舟入中町４番36―201号
破産者　北野　友弥
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
広島市南区仁保新町１丁目９番５―202号
破産者　河原真由子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
広島県尾道市向東町9838番地５
破産者　山本　勝久
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３号
広島県三原市西町２丁目14番16号
破産者　大谷　広基
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７号
広島県尾道市栗原町甲3433番地
破産者　谷川　悦子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８号
広島県尾道市向東町12377番地１
破産者　松本　法子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２９０号
高知市一宮中町３丁目２番４号　コーポ桜の宮206
破産者　小松　直央
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３００号
高知市加賀野井２丁目６番２号
破産者　福永　盛人
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０３号
高知市百石町４丁目２番17号　ポラリス百石６号
破産者　杉本　裕介
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１１号
高知市小石木町196番地３　レジデンス優美24・403号
破産者　堀　　章江
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１３号
高知市愛宕山南町10番28号
破産者　徳弘　敏夫
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１５号
高知市桜井町１丁目10番12号
破産者　横田　桂子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１９号
高知市北新田町１番13号　増田ハイツ２Ｃ
破産者　大窪　志穂
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２１号
高知市与力町６番17号　エレガンスコーポクスノセ106号室
破産者　大﨑美也子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２４号
高知県香美市土佐山田町山田1012番地18
破産者　宮本　由美
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３４号
高知市朝倉南町８番32号　第10つくもコーポ７階706号室
破産者　吉本　　浩
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２号
高知県香南市野市町兎田224番地２　コーポしまむら101号
破産者　三和　大輝
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２号
大分県速見郡日出町大字豊岡788番地　フローレンス海岸通りＡ105
破産者　ウォーターガードこと　野田　幸夫
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年４月 25 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯への次に次のとおり加える。

ト　北海道観光ふりーぱす

㈠　割引をする自動車

㈠(a)に定める期間のうち連続する最大３日間、㈠(b)に定める期間のうち連続する最大４日間から最大６日間又は㈠(c)に定める期間のうち連続する最大７日間から最大14日間のいずれかの間に、㈡に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。